

随意契約をすることができる場合に
該当することの説明書

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約をすることができる場合	今回の契約が左に該当することの説明
特定の者でなければ供給することができないものを調達するとき。	<p>1 調達する財産や役務等の内容及びその特殊性</p> <p>風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律（昭和23年法律第122号以下「法」という。）第24条第6項（法第31条の23において準用する場合を含む。）の規定に基づき、岐阜県公安委員会が風俗営業所の管理者に対し法第24条第3項（法第31条の23において準用する場合を含む。）に規定する管理者の業務を適正に実施させるための講習を、法第39条第1項の規定により岐阜県風俗環境浄化協会に委託するもの。</p> <p>2 特定の者以外の者が供給することができないとこの説明</p> <p>公益財団法人岐阜県防犯協会は、岐阜県風俗環境浄化協会として指定（昭和61年1月10日指定）された法人である。</p> <p>また都道府県風俗環境浄化協会は法第39条第1項の規定により公安委員会が都道府県に一を限って指定することができるものである。</p>

備考 この様式により難いときは、必要な事項を含む適宜の様式によることができる。